申し込みに関するよくある質問　Q&A

入所申し込みにあたって、お問い合わせの多い内容をまとめています。申請前に必ずご確認ください。

Q1. 仕事への復帰（または開始）に合わせて、いつから入所できますか？

A. 就労開始（復帰）日に応じて、入所可能月が異なります。以下の表をご確認ください。

就労開始（復帰）日	入所可能月	例
月の１日～14 日まで	その前月から	５月 14 日までに復帰 → ４月１日から入所可
月の 15 日～末日まで	その当月から	５月 15 日以降に復帰 → ５月１日から入所可

Q2. 月の途中で入所・退所する場合、保育料はどうなりますか？

A. 保育料は月単位でのご契約となるため、日割り計算はありません。
月の途中で利用を開始された場合や、途中で退所される場合でも、1 ヶ月分の保育料を納付していただく必要があります。

Q3. 妊娠・出産の要件で入所した場合、期間の延長はできますか？

A. いいえ、延長はできません。
「妊娠・出産」の要件で入所できる期間は、出産予定月および前後 2 ヶ月ずつの最大 5 ヶ月間です。利用期間満了後は一度退所となります。
引き続き「就労」などの要件で入所を希望される場合は、新たに生まれた児童とあわせて、再度申し込みが必要となります。

Q4. 申し込みをやり直す必要があるのはどのような時ですか？

A. 主に以下のケースでは、改めて申し込みの手続きが必要です。
要件が変わる場合 ：「妊娠・出産」の要件から「就労」の要件へ切り替えて入所を希望する場合。
転園を希望する場合：年度途中で他の園へ移ることを希望する場合。
※ 転園の場合は一旦退所してからの申し込みとなるため、認可保育施設を利用できない期間が発生する可能性がありますのでご注意ください。

Q5. 出産予定がありますが、どの要件で申し込めばよいですか？

A. 入所希望月の初日から 8 週間以内に出産予定がある場合は、「妊娠・出産」の要件での申し込みとなります。
この場合、利用期間は出産月とその前後 2 ヶ月（計 5 ヶ月）に限られ、期間満了とともに退所となります。
※ 地域型保育事業所卒園後の３歳児クラスから通う施設を新たに申し込む際は、このルールは適用されず、通常の申し込み（就労要件など）として扱われます。